

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

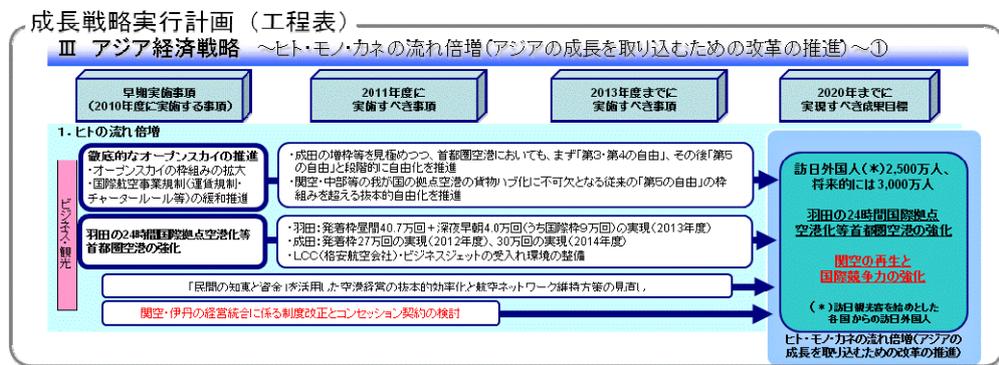
|              |   |      |       |
|--------------|---|------|-------|
| No           | 44  | 府省庁名 | 国土交通省 |
| 対象税目         | 個人住民税 <b>法人住民税</b> 住民税(利子割) <b>事業税</b> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）   |      |       |
| 要望項目名        | 関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度の拡充   |      |       |
| 要望内容<br>(概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>現行の関西国際空港整備準備金について、現関空会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条及び附則第20条の規定により、指定会社（以下、土地保有会社）となることから、同法第15条の規定により整備準備金として空港用地の整備に備えるために積み立てる金額のうち、一定の限度内において損金算入を認める法人税の特例措置とし、その対象を土地保有会社に改める。地方税については、それに伴って自動連動するものである。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>土地保有会社が各年度において関西国際空港用地整備準備金として積み立てる金額のうち、過去の用地造成費を基礎として計算した一定の金額を損金算入する。</p>  |      |       |
| 関係条文         | 租税特別措置法第57条の7<br>地方税法第24条、第51条  |      |       |
| 減収見込額        | (初年度)      -      ( - )      (平年度)      -      ( - )      (単位：百万円)  |      |       |
| 要望理由         | <p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西国際空港は、海上への建設により多額の事業費を要したこと等から約1.3兆円もの巨額の負債を抱え、完全24時間運用という国際拠点空港としての本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資の実行が困難な状況になっている。</li> <li>・ こうしたことから、収益性に優れた大阪国際空港との経営統合を行い、民間手法による両空港の経営、間接部門の経費削減等による収益改善を図るほか、LCCの拠点化や貨物ハブ化等の関空の国際競争力強化に向けた施策を積極的に講じることとしている。</li> <li>・ これらを通じて、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</li> </ul> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本スキームにおいて、現関空会社は土地保有会社となり、関西国際空港の空港用地を保有・管理して新関空会社へ貸し付けることとなる。</li> <li>・ 過去の債務の償還を行うとともに、土地資産という空港機能の基盤となる資産を提供することで経営基盤の強化を図るという重要な役割を担う土地保有会社において、整備準備金の積立金の損金算入を認めることによって、将来の整備費の支出需要に備えるとともに債務の円滑な償還を可能とし経営の安定性を最大限確保することで、会社の経営基盤の強化に繋がる適切な地代が設定されることにより、両空港の事業価値の増大が図られることから、本措置は必要である。</li> <li>・ したがって、現行の準備金制度に必要な修正を加えた上で、引き続き措置願いたい。</li> </ul> |      |       |
| 本要望に対応する縮減案  | なし  |      |       |

政策体系における政策目的の位置付け

① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律  
(H23. 5. 25公布) (抄)

第1条《この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。》

② 新成長戦略 (平成22年6月22日閣議決定)



③ 国土交通省成長戦略会議航空分野報告書 (平成22年5月17日) (抜粋)

関西国際空港について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。

具体的には、関西国際空港の事業価値に加え、大阪国際空港の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。

④ 政策評価体系における本要望の位置付け

政策目標 6 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」

施策目標 2 4 「航空交通ネットワークを強化する」に包含

|                   |  |
|-------------------|--|
| 政策の達成目標           | 両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。   |
| 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 土地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日まで。  |
| 同上の期間中の達成目標       | 土地保有会社の経営の安定化を図ることで、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。   |
| 政策目標の達成状況         | H23. 5 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の成立、公布<br><今後の予定><br>H24. 4 新関西会社設立(国から一部出資)<br>H24. 5 新関西会社と現関西会社との間で吸収分割契約を締結<br>H24. 7 経営統合の実施(国や機構から追加出資、現関西会社から資産継承) |

合理性

|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
| 有効性                         | 要望の措置の適用見込み  | 土地保有会社は新関西空会社から賃料収入を得ることになり、設立初年度より経常利益が生じる予定であることから、繰越欠損金が解消され次第、用地整備準備金の積み立てが見込まれる。   |
|                             | 要望の措置の効果見込み<br>(手段としての有効性)   | 土地保有会社における準備金制度により、整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに過去の債務の円滑な償還が可能となり、国 100%出資の新関西空会社が支払う地代が適当な水準に設定され、空港の基盤が確保されることから、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現が見込まれることから本措置は有効である。   |
| 相当性                         | 当該要望項目以外の税制上の支援措置  | 国税：新関西空会社に係る登録免許税の非課税措置を要望<br>地方税：新関西空会社及び土地保有会社に係る以下の特例措置を要望<br>・法人事業税の軽減措置<br>・不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置<br>・固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置<br>※その他、会社設立や資産継承等に係る登免税・不動産取得税・自動車取得税の非課税措置あり。   |
|                             | 予算上の措置等の要求内容及び金額   | 平成23年度予算措置額<br>政府補給金 75億円<br>政府保証債 490億円<br>政府出資額 5,417億円（平成22年度末現在）  |
|                             | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係  | 上記の政府補給金等による、資金調達の際の信用力の補完等により、空港及び周辺環境の整備・運営を支援することと、本要望による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。  |
|                             | 要望の措置の妥当性  | 土地保有会社における準備金制度により、整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに過去の債務の円滑な償還を可能とし、国 100%出資の新関西空会社が支払う地代が適当な水準に設定され、空港の基盤が確保されることから、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現が見込まれることから、関西国際空港の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化という関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の目的に鑑み、妥当である。 |
| 税負担軽減措置等の適用実績               | 適用実績なし   |   |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | —  |   |
| 前回要望時の達成目標                  | —  |   |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | —  |   |
| これまでの要望経緯                   | 【国税】<br>昭和59年度：関西国際空港整備準備金制度の創設<br>平成8年度：積立対象拡充（二期島造成費用を追加）<br>平成23年度：土地保有会社に係る整備準備金の拡充を要望 |   |